

## 「建築基準法施行条例第 18 条の規定に基づく手数料の免除基準」

### 第 1 趣旨

この基準は、建築基準法施行条例（平成 12 年岩手県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 18 条の規定に基づいて手数料を免除する場合の基準を定めるものであり、もって災害により被災した建築物を復旧しようとする場合の被災者の負担軽減及び地域の円滑な復興に資するものとする。

### 第 2 免除基準

- 1 災害により滅失し又は破損（以下「滅失等」という。）した建築物を復旧（被災した敷地以外の場所に復旧する場合を含む。）しようとする者は、次の各号に掲げる手数料の免除を申請することができる。ただし、災害のあった日から 1 年以内に当該手数料に係る申請又は通知（以下「申請等」という。）をするものに限る。

なお、第 1 号に係る申請等を災害のあった日から 1 年以内に行った場合には、当該建築物に係る申請等が当該期間を経過したものであっても、手数料を免除できるものとする。

- (1) 条例第 11 条第 1 項に規定する建築物に関する確認申請手数料等
- (2) 条例第 13 条第 1 項に規定する建築物に関する完了検査申請手数料等
- (3) 条例第 15 条に規定する減額して定める建築物に関する完了検査申請手数料等
- (4) 条例第 16 条に規定する建築物に関する中間検査申請手数料等

- 2 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により滅失等した建築物を復旧しようとする者は、次の各号に掲げる手数料の免除を申請することができる。ただし、災害のあった日から 12 年以内に当該手数料に係る申請等をするものに限る。

なお、第 1 号、第 2 号又は第 7 号に係る申請等を災害のあった日から 12 年以内に行った場合には、当該建築物に係る申請等が当該期間を経過したものであっても、手数料を免除できるものとする。

- (1) 条例第 11 条第 1 項に規定する建築物に関する確認申請手数料等
- (2) 条例第 12 条に規定する建築設備及び工作物に関する確認申請手数料等
- (3) 条例第 13 条第 1 項に規定する建築物に関する完了検査申請手数料等
- (4) 条例第 14 条に規定する建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料等
- (5) 条例第 15 条に規定する減額して定める建築物に関する完了検査申請手数料等
- (6) 条例第 16 条に規定する建築物に関する中間検査申請手数料等
- (7) 条例第 17 条に規定する承認、許可及び認定申請手数料等

- 3 申請等に係る床面積は、当該滅失等した建築物の床面積の 1.5 倍以内とし、災害前の用途以外の用途に供する部分は含まないこと。

### 第3 免除申請及び承認

- 1 第2第1項又は第2項の規定により手数料の免除を申請する者は、確認申請手数料等免除申請書（別添様式1）に官公庁が発行する被災を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による免除申請書の提出があった場合、当該手数料を免除することができる。この場合において、知事は別添様式2により申請者に通知するものとする。

附 則（平成23年8月26日建住第336号）

この基準は、平成23年8月24日以降に免除の申請があったものから適用する。

附 則（平成26年1月22日建住第921号）

この基準は、平成26年1月22日以降に免除の申請があったものから適用する。

附 則（平成27年2月2日建住第1036号）

この基準は、平成27年2月2日以降に免除の申請があったものから適用する。

附 則（平成28年2月15日建住第1175号）

この基準は、平成28年2月15日以降に免除の申請があったものから適用する。

附 則（平成29年2月27日建住第936号）

この基準は、平成29年2月27日以降に免除の申請があったものから適用する。

附 則（平成30年2月27日建住第1000号）

この基準は、平成30年2月27日以降に免除の申請があったものから適用する。

附 則（平成31年2月22日建住第1031号）

この基準は、平成31年2月22日以降に免除の申請があったものから適用する。

附 則（令和2年2月27日建住第817号）

この基準は、令和2年2月27日以降に免除の申請があったものから適用する。

附 則（令和3年3月3日建住第917号）

この基準は、令和3年3月3日以降に免除の申請があったものから適用する。

附 則（令和4年3月4日建住第782号）

この基準は、令和4年3月4日以降に免除の申請があったものから適用する。

建築基準法施行条例第18条の規定に基づく手数料の減免基準の一部修正新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1 [略]</p> <p>第2 免除基準</p> <p>1 [略]</p> <p>2 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により滅失等した建築物を復旧しようとする者は、次の各号に掲げる手数料の免除を申請することができる。ただし、災害のあった日から<u>11年以内</u>に当該手数料に係る申請等をするものに限る。</p> <p>なお、第1号、第2号又は第7号に係る申請等を災害のあった日から<u>11年以内</u>に行った場合には、当該建築物に係る申請等が当該期間を経過したものであっても、手数料を免除できるものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 免除基準</p> <p>1 [略]</p> <p>2 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により滅失等した建築物を復旧しようとする者は、次の各号に掲げる手数料の免除を申請することができる。ただし、災害のあった日から<u>12年以内</u>に当該手数料に係る申請等をするものに限る。</p> <p>なお、第1号、第2号又は第7号に係る申請等を災害のあった日から<u>12年以内</u>に行った場合には、当該建築物に係る申請等が当該期間を経過したものであっても、手数料を免除できるものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>第3 [略]</p> <p>附 則（平成23年8月23日建住第336号） この基準は、平成23年8月24日以降に免除の申請があったものから適用する。</p> <p>附 則（平成26年1月22日建住第921号） この基準は、平成26年1月22日以降に免除の申請があったものから適用する。</p> <p>附 則（平成27年2月2日建住第1036号） この基準は、平成27年2月2日以降に免除の申請があったものから適用する。</p> <p>附 則（平成28年2月15日建住第1175号） この基準は、平成28年2月15日以降に免除の申請があったものから適用する。</p> <p>附 則（平成29年2月27日建住第936号） この基準は、平成29年2月27日以降に免除の申請があったものから適用する。</p> <p>附 則（平成30年2月27日建住第1000号） この基準は、平成30年2月27日以降に免除の申請があったものから適用する。</p> <p>附 則（平成31年2月22日建住第1031号） この基準は、平成31年2月22日以降に免除の申請があったものから適用する。</p>	<p>第3 [略]</p> <p>附 則（平成23年8月23日建住第336号） この基準は、平成23年8月24日以降に免除の申請があったものから適用する。</p> <p>附 則（平成26年1月22日建住第921号） この基準は、平成26年1月22日以降に免除の申請があったものから適用する。</p> <p>附 則（平成27年2月2日建住第1036号） この基準は、平成27年2月2日以降に免除の申請があったものから適用する。</p> <p>附 則（平成28年2月15日建住第1175号） この基準は、平成28年2月15日以降に免除の申請があったものから適用する。</p> <p>附 則（平成29年2月27日建住第936号） この基準は、平成29年2月27日以降に免除の申請があったものから適用する。</p> <p>附 則（平成30年2月27日建住第1000号） この基準は、平成30年2月27日以降に免除の申請があったものから適用する。</p> <p>附 則（平成31年2月22日建住第1031号） この基準は、平成31年2月22日以降に免除の申請があったものから適用する。</p>

附 則（令和2年2月27日建住第817号）

この基準は、令和2年2月27日以降に免除の申請があったものから適用する。

附 則（令和3年3月3日建住第917号）

この基準は、令和3年3月3日以降に免除の申請があったものから適用する。

附 則（令和2年2月27日建住第817号）

この基準は、令和2年2月27日以降に免除の申請があったものから適用する。

附 則（令和3年3月3日建住第917号）

この基準は、令和3年3月3日以降に免除の申請があったものから適用する。

附 則（令和4年3月4日建住第782号）

この基準は、令和4年3月4日以降に免除の申請があったものから適用する。

備考 修正部分は、下線の部分である。